

## 告 示

### 埼玉県本庄県土整備事務所長告示第七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十九年十二月八日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十九年十二月八日

埼玉県本庄県土整備事務所長 向 田 稔

<p>勅使河原本庄線</p>	<p>路 線 名</p>
<p>○番地先まで （ただし、関係図面に表示する 部分に限る。）</p> <p>児玉郡上里町大字勅使河原字北 勝場一七四二番一地从先から同郡 同町大字神保原町字新開二一五</p>	<p>供用開始の区間</p>
<p>平成二十九年十二月八日</p>	<p>供用開始の期日</p>
<p>九九六・八〇メートル。</p> <p>平成二十一年二月六日埼玉県本庄県土整備事務所長告示第十二号で告示した道路予定区域の一部供用開始である。延長一</p>	<p>備考</p>